

条例改正及び定数変更に至るまでのスケジュール（案）

定 数

【次期議会中間人事までに条例改正を想定した場合】

内 容	期間(概ねの目安)	具 体 的 内 容	前回改正時
協議開始	令和5年6月		平成23年6月
方向性の決定	令和6年12月 約3か月	検討会において結論を出す	平成24年9月
条例改正	令和7年2月	苫小牧市議会議員定数条例の改正 ※議員提案による議案の可決	平成24年12月
中間人事	令和7年5月 約2年		
地方統一選挙 (任期満了の場合)	令和9年4月	次の一般選挙より適用となる ※一般選挙とは、都道府県や市区町村の議会の議員の全員を選ぶ選挙のこと。任期満了だけではなく、議会の解散、選挙の全部無効、議員の退職などによって議員または当選人のすべてがいなくなった場合も含まれる。	平成27年4月

※当該条例の改正は以下のパブリックコメントの要件には該当せず、前回は実施していない

第5条 市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。

(1) 基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止

(2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃

ア 市政の基本的な事項

イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する事項(使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。)

ウ 公の施設の使用許可の基準その他の利用方法に関する事項

(3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更

(4) 市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して規則で定めるものの建築等に係る計画の策定又は変更

(5) 法令等(法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。))又は条例を言う。以下同じ。)に基づく場合を除くほか、出資(出えんを含む。以下この号において同じ。)を行うことにより、当該出資を受ける法人その他の団体の資本金、基本金その他これらに準じるものに占める市の出資割合が2分の1以上となるもの又は当該出資の総額が500万円以上となるものに対する当該出資に係る基本方針の策定又は変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等